

裁 決 書

審査請求人



同代理人

豊中市新千里東町 1-5-3  
千里朝日阪急ビル 12 階  
えびす法律事務所  
弁護士 小西 智子

処分庁



審査請求人が令和元年 12 月 17 日に提起した処分庁による生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づく移送費に関する不支給決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和元年 9 月 20 日付けで行った移送費に関する不支給決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 29 年 7 月 21 日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年 9 月 20 日付けで、請求人に対し、移送費について支給対象外とする処分(以下「本件処分」という。)を行った。

- 3 請求人は、令和元年12月17日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア はじめに

請求人は、平成29年4月28日、当時の夫（以下「前夫」という。）からのDVから逃れるため、A市内の前夫と同居していた自宅を出て、同年7月21日より、処分庁において法の適用を受けている者である。

請求人には、家庭裁判所による児童福祉法28条1項1号の承認審判に基づき、A市児童相談所長の措置として児童養護施設に入所している長女（以下「長女」という。）及び請求人の同意により児童福祉法27条1項3号に基づき児童養護施設に入所している長男（以下「長男」という。）がいる。

#### イ A市の自宅を出た経緯

請求人は、婚姻前から前夫から性行為の強要や暴力・暴言を受けていたが、妊娠が発覚したことから、平成21年12月7日に前夫と婚姻し、平成22年2月9日に長女をもうけた。長女誕生後も、請求人は、前夫からの身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力とありとあらゆるDVを受け続け、平成25年5月15日、うつ病と診断された。

平成26年1月1日に長男が誕生したが、前夫のDVによりうつ病となった請求人は育てることができないと思い、A市児童相談所に相談し、長男を施設に預けることにした。

前夫の身体的暴力は、請求人の首を絞めるなど激しくなり、警察が介入することもしばしば起きた。平成29年4月18日、前夫が請求人に馬乗りになって請求人の服を顔に押しつけて呼吸ができなくなったり、手を噛んだりしたことから、前夫は傷害の被疑事実で逮捕された。

翌19日、A市児童相談所は、長女の面前で暴力が行われていたことから長女を一時保護した。請求人は、前夫から逃れ、長女らを引き取る準備をするために自宅を出た。

#### ウ 処分庁の所管区域内への転居後の生活

平成29年7月に、請求人は、処分庁の所管区域内に転居した。当時請求人は年

末に出産予定であったが、お金がなかったことから、単身用のアパートを借りるしかできなかった（そのため、子を出産後の平成 30 年 2 月 1 日に転居することとなった。）。

前夫とは、離婚調停も不成立に終わり、別居から約 1 年 10 か月後の平成 31 年 2 月 27 日ようやく離婚訴訟での和解が成立した。

離婚調停等の間も、前夫は処分庁に架電し、請求人が生活保護を不正受給しているなどとの虚偽の事実を述べて、請求人の生活を脅かそうとする行為もあり、前夫の DV の影響でうつ状態にある請求人は、A 市内の自宅にある家財道具等の引取りはできない状況が続いた。また、離婚訴訟の中で、荷物の引取りをどうするかが課題となり、何度か前夫の代理人立会いのもとでの荷物の引取りがされたことがあったが、お金がないため業者に依頼することはできず、衣類や小物類の引取りにとどまり、必要な家財道具等の引取りには至らなかった。なお、長女及び長男らの荷物については、離婚訴訟の争点が親権にあったことから、運び出すことは許されなかった。

#### エ 長女及び長男の荷物について

令和元年 9 月 20 日付書面によると、処分庁は、長女及び長男が処分庁において生活保護を受けていないことを理由に、長女及び長男の荷物を引き取るために運搬費用を支給対象外とし、「尚、今後長女長男が、一時保護（原文ママ）の措置が解除となり、請求人宅に引き取る（同居する）ことが具体化し、長女長男も生活保護を受給することとなった段階で」扶助費の支給による対応を検討するとしている。

しかし、児童相談所が施設入所措置を解除し、子らを家庭復帰させる際には、子らを引き取る者が、子らを引き取る体制を整えられているかが重要なポイントとなっている。請求人としては、請求人が長女及び長男の荷物等も準備し、長女及び長男らを引き取っても長女及び長男が安心して安定的な生活を送れる状態であることを児童相談所に示さなければならないのである。

長女及び長男が、請求人と同居せず、処分庁において生活保護を受けていないのは、上記のような請求人が単身で処分庁の所管区域内に逃げてこざるを得なかったことによるものであるにもかかわらず、そのような事情を一切考慮せず、処分庁において生活保護を受けていないとの理由による不支給決定は、長女及び長男の家庭復帰を阻害し、請求人らの家族再統合を妨げるものと言わざるを得ない。

また、長女及び長男の荷物は、請求人自身が長女及び長男と生活するために、必要不可欠な物資であるともいえることから、仮に、長女及び長男が処分庁において生活保護を受けていないことから不支給となることが正当化されるとしても、請求人の最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められ、長女及び長男を引き取るために緊急やむを得ない場合として、支給されるべきである。

オ 請求人の荷物について

令和元年9月20日付書面によると、請求人は、A市の自宅（前夫宅）を出てから、生活保護を受けながら2年以上経過していることを理由に、請求人の荷物の運搬費用を不支給としている。

確かに、請求人が自宅を出てから長期間経過しており、その間も請求人は日々の生活を送ってきた。しかし、請求人が自宅から家財道具等運び出せないまま長期間経過したことには上記のとおりやむを得ない理由があり、請求人としては、いずれ離婚が成立すれば、自宅から家財道具等運び出すことを念頭に置いて、足りない物資のなかで何とか生活してきたのである。

DV被害者である請求人が、やっとの思いでDVから逃れ、前夫の恐怖に怯えながら何とか和解離婚にこぎつけ、ようやく自宅から家財道具等を引き取ることができる状態になったのである。このような実態を考慮することなく、生活保護を受けながら2年以上経過していることのみをもって、「最低生活に必要な物資を欠いている」と認めないことは法及び局長通知等の解釈を誤ったものと言わざるを得ない。

(2) 審理員が、令和2年4月2日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 申請の経緯について

(ア) 保護の実施機関Bへの相談

令和元年5月中旬、請求人が保護の実施機関Bに2年前に夫のDVが原因で処分庁の所管区域内に転居したこと、子ども2人がA市の児童養護施設に入っていること、ようやく離婚ができて子どもの親権者が決まったことなどを伝え、元の自宅にある荷物を引き取る場合の移送費が出るか相談をしたところ、保護の実施機関Bの職員は出る旨回答した。

(イ) 処分庁の担当ケースワーカーの電話対応

上記相談を踏まえて、令和元年6月上旬に、請求人が処分庁の担当ケースワーカー（以下「CW」という。）に電話で移送費の話をしたが、その際にはCWからは「今後相談しましょう。」と言われただけである。

後日、請求人がCWと面談した際に再度移送費の話をしたところ、上司との相談になると言われた。その後、CWからは何の連絡もなかったことから、再度請求人がCWに電話したところ「どの法律にも載っていなかったし、上司にも却下された。」と言われたのみできちんとした説明はされず、「保護の実施機関Bの誰が出ると言ったのか。」と問われた。

(ウ) 令和元年7月16日の面談

令和元年7月16日、請求人は、長女が入所している児童養護施設の職員と一緒にCWと面談し、再度移送費を出して欲しいと伝えた。このとき、CWから「3度の転居費用を全部出している。」と言われたが、実際は1度だけであるし、CWから「なぜ転居費用を出したときにA市の荷物も持っていかなかったのか。」と問われたが、請求人が「親権者が決まっていなかったから。」と言ったら、CWは「ああ・・・。」と言うのみであるなど、きちんとした説明はされなかった。

この日の面談について、後記2処分庁の主張(1)にもケース記録にも一切記載がないが、児童養護施設の職員作成の同日の面談内容の記録を提出する。児童養護施設の職員作成のメモには、面談の終わりに児童養護施設の職員が今回の保護費申請について再検討されるべきとCWに伝えたところ、CWは再検討することと改めて電話で報告すると答えたところ、その後もCWからの連絡はなかった。

(エ) 小括

このように、請求人は、再三移送費を出して欲しいとCWに伝えており、遅くとも7月16日には請求人としては相談ではなく申請をしていたものである。

イ 請求人の状況

処分庁は、請求人から家具什器に関する相談を受けたことはないと主張しているが、請求人が洗濯機と冷蔵庫がなく困っている旨伝えた際には、自分のお金で何とかするよう言われ、ローンを組んで買ったところ注意されたことがあった。なお、処分庁から提出されたケース記録票にも請求人が冷蔵庫がないことを伝えていることが記載されている。

前記(1)の繰り返しになるが、請求人は、離婚が成立すれば、自宅から家財道具等を選び出すことを念頭において、足りない物資の中で何とか生活してきたのである。

ウ 長女及び長男の状況

後記2処分庁の主張(1)においても、A市児童相談所が、長女及び長男の措置解除(後記2処分庁の主張(1)においては保護解除となっているが、長女及び長男については一時保護ではなく、施設入所措置である。)の検討を進めるにあたっては、まず、請求人にDVを行っていた前夫から請求人が悪影響を受けない環境を作ることが必要であり、前夫との関係を切るためには前夫宅の荷物の処分や運搬が必要であると請求人に伝えている旨が記載されている。もちろん、前夫宅からの荷物の運搬のみによって措置解除がされるわけではないが、前夫との関係を切ることが「まず」必要とされているのであり、前夫との関係性をつなぐ唯一の事柄が前夫宅にある荷物なのである。

## エ 結語

令和元年9月20日付処分庁の移送費を支給対象外とする決定は、請求人の申請に対する処分であることから、審査請求の対象であり、前記(1)のとおり、処分を取り消す旨の裁決がされるべきである。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年7月16日の児童養護施設の職員が作成した請求人と処分庁の面談の記録には、「7/16 処分庁へ。担当CW対応。請求人より、来所目的を伝えたい。児童養護施設の職員より自己紹介をし、保護費から移動費が出ないと言われたことについてその判断理由を聞きたい、と依頼する。(中略)児童養護施設の職員より、いずれにせよ請求人自身の身勝手な都合で保護費加算を申請してはならないという事は事実であり、今回の保護費申請について再検討されるに足る情報ではないか。CWより、再検討はするが、請求人自身も費用の捻出努力をしてもらいたい、改めて結果を電話で報告する、と言われ話を終える。」との記載がある。

イ 令和元年9月20日付けの処分庁から請求人に対する書面には、「令和元年6月7日に、請求人から処分庁に相談のありました、A市にある前夫宅に保管されている、請求人及び長女と長男の荷物について、前夫宅の転貸により荷物を引き取るための運搬費用につきましては支給対象外とします。以下、その理由についてご説明いたします。(略)①長女・長男の荷物について、そもそも扶助費(保護費)の支給対象となる者は、被保護者(処分庁で保護を受けている者)に限られていますが、請求人の処分庁における生活保護開始時から現在に至るまで長女・長男は処分庁にて生活保護を受けていないこと。②請求人の荷物について、平成29年4月28日に、DVによりやむを得ず、A市の前夫宅を出てから、同年7月に請求人単身で処分庁の所管区域内に部屋を借り、同年7月21日から処分庁にて保護開始、その後、平成30年2月1日に処分庁の所管区域内で転居(処分庁から転居費用支給)、その後、同年6月15日に処分庁の所管区域内に転居し(自費で転居)、現在に至るが、A市の前夫宅を出てから、生活保護を受けながら2年以上経過しており、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いているとは認めがたいこと。尚、今後長女・長男が、一時保護の措置が解除となり、請求人宅に引き取る(同居する)ことが具体化し、長女・長男も生活保護を受給することとなった段階で、長女・長男に対する最低生活に必要な不可欠な物資が欠いていると認められた場合は、臨時的最低生活費(一時扶助)の「被服費」「家具什器費」「入学準備金」等の扶助費の支給による対応を検討します。」との記載があり、処分庁印が押印されている。

なお、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条の規定による教示文は付されていない。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年1月29日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

### ア 本件相談を受けた経緯について

令和元年6月7日、請求人から電話により、請求人の前夫宅にある荷物の運搬費用についての相談を受けた。

前夫宅にある請求人及び、A市児童相談所により保護されている請求人の長女、長男の荷物の運搬費用にかかる保護費支給について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）で規定されている移送費要件「第7-2-(7)-ア-(サ)」（以下「局長通知移送費要件」という。）の支給要件に基づき、要件に該当しない旨の説明を行い、請求人より理解を得たうえで、相談を終了した。

なお、長女、長男が保護解除後、請求人世帯にて生活が可能とされる場合には、必要な家具什器について、保護費の支給要否の検討は可能であり、事前相談が必要である旨も説明し、請求人より、同様に理解を得ている。

また、請求人の居宅内における家具什器の状況については、生活保護開始時の平成29年7月26日時点において最低生活に必要な家具什器は一通り揃っていることを確認しており、平成30年2月14日、及び平成30年7月27日の転居による間取り確認時、また、令和元年8月20日の家庭訪問実施時にも、同様に最低生活を送るにあたって家具什器が一通り揃っていることを確認している。

令和元年8月21日、請求人が請求人代理人からのメモを持参の上来所、「保護の実施機関C及び保護の実施機関Bに、前夫宅にある荷物の運搬費用の支給が可能か問い合わせたところ、支給はできると判断できるが、A市では支給できないとの回答を得た。請求人代理人へ相談した結果、支給できない内容を記載した文書もしくは口頭で回答するよう指示されたため来所した。」との申し出があった。

前夫宅にある荷物の運搬費用について、文書での説明の要望があったため、令和元年6月7日に局長通知移送費要件について説明し理解を得たと把握している状況で再度相談を受けていること、また、請求人代理人より文書をもらうよう指示を受けていることを考慮し、令和元年9月20日に説明を目的とした文書を手交した。

### イ 請求人並びに長女及び長男の状況について

請求人が主張する前夫宅にある荷物の運搬費用については、局長通知移送費要件で判断するものであると考える。

まず、保護費の支給対象となるものは、現に生活保護を受けている者（以下、「被保護者」という。）に限られており、長女、長男は被保護者ではない。前夫宅

にある荷物は、「長女、長男が請求人宅で生活を送るために必要なもの」と請求人は主張していることから、前夫宅にある荷物は被保護者ではない長女、長男にとって必要な荷物であると判断している。

次に、平成29年4月28日に、DVによりやむを得ず前夫宅を出てから、請求人の精神状況等により前夫宅の荷物を引き取りに行くことができないまま、平成29年7月21日から生活保護が開始されているが、生活保護開始時点から令和元年6月7日までの期間において、前夫宅にある荷物が無い状態でも生活を維持しており、請求人から家具什器に関する相談を受けたことはなく、定期的に請求人が最低生活を送るにあたり家具什器が揃っていることも確認していることから、必要不可欠な家具什器を欠いているとは認めがたい。

次に、令和2年1月7日に、処分庁よりA市児童相談所へ、長女、長男の保護解除の条件について再度確認したところ、保護解除の検討を進めるにあたっては、まず、請求人にDVを行っていた前夫から請求人に対して悪影響を受けない環境を作ることが必要であり、前夫宅にある荷物については請求人と前夫との関係性をつなぐ唯一の事柄であることから、一つの手段として、前夫宅の荷物の処分や運搬が必要であると請求人にも伝えているとのこと。

しかし、請求人が平成29年■■■■■に出産した二男（以下、「二男」という。）の存在は、前夫を含め、長女、長男も把握しておらず、長女、長男の保護解除の検討を進める中で請求人の居宅での長女、長男の外泊を行う際に、長女、長男が二男の存在を知り、定期的に面会を継続している前夫に二男の存在が知れ渡った際、前夫が逆上するリスクについては高いままであることから、前夫宅にある荷物の処分や運搬が行えたとしても、当該リスクが解消されない限り、長女、長男の保護解除の検討は進めることはできない。

更に、二男は、D児童相談所により、出産直後の平成29年12月25日から平成30年3月26日まで、平成30年3月29日から平成30年9月20日まで、及び令和元年12月26日から現在に至るまでに3度、一時保護が行われており、請求人が二男の育児を行うことにリスクがあると判断されている。現状については、A市児童相談所とD児童相談所間で情報共有しており、A市児童相談所としては、二男が一時保護されているような状況では、現段階において、前夫宅にある荷物の処分や運搬が行えたとしても、長女、長男の保護解除の検討を進めることはできないということも判断されている。

従って、A市児童相談所と共有している長女、長男の保護解除の検討状況を踏まえると、前夫宅にある荷物の運搬が実施できたとしても、その他解消すべき問題が存在していることから、前夫宅にある荷物が、請求人の家族の再統合を行うために必要な長女、長男の荷物であると考えすることは困難である。また、請求人の居宅への家庭訪問において、請求人の居宅にある家具什器は一通り揃っていることを把握しているため、請求人自身にとって、前夫宅にある荷物がなければ最低生活が送れないという状況ではないことも踏まえ、前夫宅にある荷物の運搬は



請求人にとって真にやむを得ないとはいえない状況にある。

ウ 処分庁の意見

申請を受理した場合は却下の行政処分を行う対応となるが、本件審査請求については、却下の行政処分は行っていないことから、審査請求に該当する案件ではない。

(2) 審理員が令和2年6月23日に受理した処分庁の再弁明書には、以下の記載がある。

ア 前記1請求人の主張(2)に対する処分庁の意見

(ア) 前記1請求人の主張(2)ア(ア)「保護の実施機関Bへの相談」について  
令和元年8月27日、処分庁より、請求人の名前は伏せ、請求人の状況を踏まえ前夫宅にある荷物を引き取る場合、移送費が支給される旨の相談の有無について確認を行ったが、保護の実施機関Bの職員からは相談を受けたか不明の旨回答あり、請求人から保護の実施機関Bに確認したという事実はない。

(イ) 前記1請求人の主張(2)ア(イ)「処分庁の担当ケースワーカーの電話対応」について

令和元年6月7日に移送費についての相談を聞いていることは事実であるが、支給要件に該当しない旨の説明を行った上で請求人より申請は行わない意思の確認をしている。しかし、同様の相談を同年8月21日に聞いていることから、改めて同じ内容の説明を行っている。

よって、相談は聞いているが移送費支給に関する申請は行われていない。

(ウ) 前記1請求人の主張(2)ア(ウ)「令和元年7月16日の面談」について

前記1請求人の主張(2)に記載のとおり、請求人及び長女が入所している児童養護施設職員が来所し相談を受けたことについては事実であるが、請求人から前夫宅にある荷物について、上記(イ)で記載のとおり、移送費に関する説明を行ったうえで請求人の意志により移送費支給申請書の提出がなされていないことから、申請の意思はないと判断している。

(エ) 前記1請求人の主張(2)イ「請求人の状況」について

請求人は、冷蔵庫がなく困っている旨を伝えたと主張しているが、平成30年7月27日、請求人宅を家庭訪問した際、請求人から冷蔵庫がないため自身で購入を考えている旨の発言を確認しているが、冷蔵庫購入にかかる保護費支給に関する相談を受けた事実はない。

(オ) 前記1請求人の主張(2)ウ「長女及び長男の状況」について

前記1請求人の主張(2)においては、長女及び長男の措置解除の検討を進めるにあたって、前夫との関係性を切ることがまず必要とされており、前夫との関係性をつなく唯一の事柄が前夫宅にある荷物である旨が記載されている。

しかし、前記(1)にも記載したとおり、処分庁がA市児童相談所へ長女及び長男の保護解除の条件について情報収集、連携を行い、前夫宅にある荷物が請求人の家族再統合に必要な荷物であるか検討した結果、前夫との関係性を切るために荷物の運搬を行ったとしても、長女及び長男の保護解除に直結するとは認めることができず、なおかつ、前夫宅にある荷物が請求人の最低生活に必要であると判断することはできない。

請求人より移送費の相談を受けた際には、同様の説明を毎回口頭等で行っており、その都度請求人より了承を得たうえで相談が終了している状況であることから、申請を受理した事実はない。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年6月7日付けのケース記録票には、「請求人より架電。A市に在住時、一時保護されている請求人・長男・長女の荷物をおいていたが、前夫からのDV時に実家へ避難したため、荷物が置いたままになっている。前夫より、家を解約することに伴い、荷物の引き取りをするよう言われているが、費用の捻出が困難。上記について査察指導員と協議。今回は、移送費支給についての法令根拠がないことにより、移送費の支給はできないが、その代わりに、長男・長女一時保護解除後、人員増となった場合、家具什器・被服費・入学準備金の併給については検討可能なため、人員増の時期に相談するよう伝える予定。」との記載がある。

イ 令和元年6月10日付けのケース記録票には、「請求人へ上記協議内容を伝えた。請求人了承。」との記載がある。

ウ 令和元年8月29日付けのケース記録票には、移送費用についての経過として下記の記載がある。

6月7日 請求人より架電。前夫宅にある荷物の運搬費用について相談あり。査察指導員と協議。支給についての法令根拠がないことにより、移送費の支給はできないが、その代わりに、長男・長女一時保護解除後、人員増となった場合、家具什器費・被服費・入学準備金の併給については検討可能なため、人員増の時期に相談するよう伝えた。請求人了承。

8月21日 請求人来所。弁護士からのメモ持参。請求人は前夫宅にある荷物

の運搬費用が支給されないことに納得がいかず、保護の実施機関Cに名前を名乗らず架電。状況を伝えた上で費用の支給が可能か問い合わせたところ、「支給できるが、A市ではできない」との回答。また、長女の一時保護施設相談員が、保護の実施機関Bの窓口で請求人の名前は伏せて相談。状況を伝えた上で費用の支給が可能か問い合わせたところ、「支給できるが、A市ではできない」との回答があったとのこと。上記を踏まえて、請求人代理人に相談したところ、支給できない内容を記載した文書もしくは口頭で回答するよう指示され来所したとのこと。上記について、査察指導員に報告・相談。①経過の再確認、②A市の2か所の保護の実施機関に請求人からのどのような説明を受け、請求人どのように回答したか確認することとなった。

8月27日 保護の実施機関Cに架電。請求人の名前は伏せ、相談があったか確認するが、「不明」との回答あり。

同日 保護の実施機関Bに架電。請求人の名前は伏せ、相談があったか確認するが、「不明」との回答あり。また、請求人のこれまでの経過を確認するが、ケース記録には前夫宅にある請求人、長男、長女の荷物について相談歴なし。8月20日に請求人宅家庭訪問しており、最低生活に必要な物品があることも確認している。なお、長女、長男の一時保護措置については現時点では見通しが立っていない状態。よって請求人から相談を受けた前夫宅にある荷物の運搬費用については、別添のとおり回答する。

エ 令和元年8月21日に処分庁が受理した請求人のメモには、「払えませんの書面下さい。しんせいしたがわりでした。しんせいしたが払わないって言う決定をした(念押し) ことですね。いつ誰にどんなふうに言われたか。」との記載がある。

オ 令和元年9月20日付けのケース記録票には、「9/20 請求人来所。荷物の運搬費用についての文書を説明の上、交付した。請求人より、書類持参の上、請求人代理人を訪ねに行きますとのことであった。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければなら

ない。」と定め、同条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定める。

- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。これには事実上の行為も含まれると解されている。

## 2. 本件について

### (1) 本件処分の処分性について

本件についてみると、処分庁は、令和元年9月20日に説明を目的とした文書を手交したものであり、移送費支給に関する申請は行われていないため、却下の行政処分は行っておらず、審査請求の対象処分ではない旨を主張する。

一方で請求人は、再三移送費を支給して欲しいと処分庁に伝えており、遅くとも令和元年7月16日には請求人としては相談ではなく申請をしていたものであり、本件処分通知書は請求人の申請に対する処分であることから、審査請求の対象である旨を主張する。

まず、本件処分通知が請求人に交付された経緯をみると、少なくとも令和元年8月21日の時点で、請求人は移送費の支給について「申請」という表現を用いて相談している。保護の申請は、前記1(1)のとおり、書面で提出しなければならないが、処分庁が、「申請」という表現を用いて相談している請求人に対し、申請書の提出を促した形跡は見受けられないことからすると、請求人が、移送費の支給に関して、申請書の提出が必要であるとの認識があつたうえで、申請書の提出を行わなかったとは認められない。

なお、処分庁は、支給要件に該当しないとの説明を行つたうえで、請求人より申請を行わない意思を確認している旨を主張するが、処分庁から提出のあつた物件等からはその事実は確認できない。

次に、本件処分通知の内容について検討すると、本件処分通知には、請求人から相談のあつた移送費について、支給対象外とする旨が記載され、処分庁の公印が押印されている。

そもそも不服申し立ての対象となる「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、前記1(2)のとおり、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人

の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。

以上のとおり、本件処分通知は、処分庁の公印でもって請求人に対し、処分庁として請求人から相談のあった移送費について支給対象外と決定した旨を通知し、結果として請求人の権利義務の範囲を確定する効果があったものであり、本件処分は「処分その他公権力の行使に当たる行為」と認めざるを得ない。

(2) 本件処分の内容について

本件処分にあたり、処分庁は、請求人からの移送費に関する申し出については保護の申請ではなく、相談として対応しており、本件処分通知を説明資料として請求人に送付することについては、ケース記録票に記録することによって組織的に共有されている。

しかし、前記(1)のとおり本件処分は行政処分であるところ、本件処分時点において、保護費の支給について不支給という処分を行うことについて、請求人が移送を求めている家財道具の具体的な内容や必要性について、行政処分を行うにあたっての必要な調査が行われておらず、また、組織的に検討された形跡も見受けられない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件処分に至る経過において、請求人の行為を保護の申請と捉えることなく、調査及び検討が行われていないという点において、瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

なお、本件のように、「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するにも関わらず教示が行われていないなど、外形上、被処分者が不服申し立ての対象となる処分がどうかについて判断が困難となるような通知は慎むべき旨を付言する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年8月24日

審査庁 大阪府知事 吉村 祥文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

